

6) 障害のある子ども

障害のある子どもは、障害のない子どもと同じように、「思ったり、感じていることを表現する権利」などの人権を持っていることを認めます。また、地域の中で、障害のある子どもや、家族に必要な支援をします。

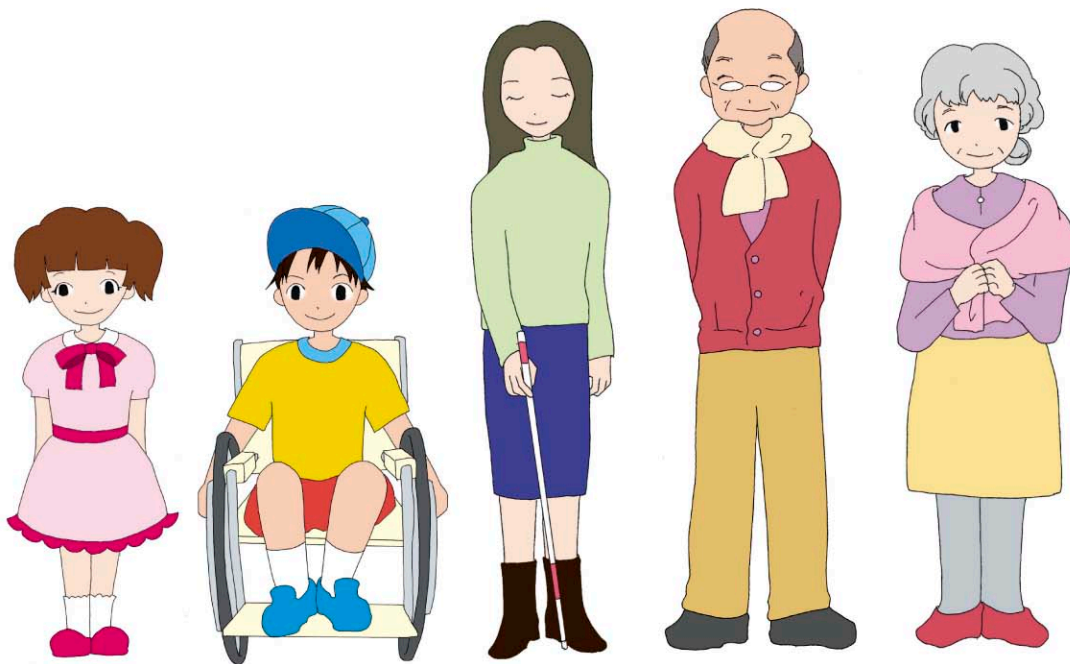
7) 国及び地方公共団体の責務（国と都道府県市町村の責任）

国と地方公共団体（都道府県市町村）は、障害のある人が地域で暮らし、社会の活動に参加するために必要な支援をする責任があります。また、国と地方公共団体は、合理的配慮（本人の障害に応じた対応）がないなど、障害を理由とする差別をなくす責任があります。

8) 国民の理解・責務（みんなが理解することと、みんなの責任）

障害のある人もない人も同じ権利を持っているということを、国民が理解できるようにします。

障害があってもなくても、国民がお互いの権利を大切にするようにします。会社や職場、学校などに障害のある人の権利を守り、障害のある人がいろいろな場面で出番や役割があるよう努力させます。



9) 国際的協調（国を超えた協力）

障害のある人の権利を守るために国を超えて協力します。